

「くまもと再発見の旅」の利用期間の延長等について

- 3月22日（火）から実施している県内旅行助成事業「くまもと再発見の旅」は、利用期間を5月31日（火）まで延長します。ただし、国の補助要件に基づきゴールデンウィーク期間は対象外とします。
- なお、ゴールデンウィーク期間後（5月9日以降）の利用条件は、熊本県内居住者による県内旅行もワクチン3回接種済み又は検査結果が陰性であることが必要となります。
- また、ゴールデンウィーク期間後（5月9日以降）の利用対象者は、本日現在、熊本県、佐賀県及び大分県内居住者が決定しています。※その他の県は、延長を検討中

(1) 利用期間の延長

(変更前) 令和4年4月28日（木）（4月29日チェックアウト分）まで
(変更後) 令和4年5月31日（火）（6月1日チェックアウト分）まで

【対象外となるゴールデンウィーク期間】

令和4年4月29日（金）宿泊分から5月8日（日）宿泊分まで

※ゴールデンウィーク期間中であっても、5月9日以降分の予約受付は可能です。
※熊本県内の感染状況などにより、途中で事業を停止することがあります。

(2) 利用条件

⇒ゴールデンウィーク期間後（5月9日（月））以降は、以下の取扱いとなります。

ワクチン接種歴・検査結果の確認	
<u>・熊本県内居住者</u> ・県外居住者	ワクチン3回接種済み 又は 検査結果が陰性

※予約時又は旅行日において、ワクチン接種済証又は検査結果通知書の提示が必要となります。（宿泊施設又は旅行会社が確認します。）

【裏面あり】

(3) 利用対象者

利用期間	利用対象者
令和4年4月28日まで	熊本県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県内居住者
ゴールデンウィーク期間 (4月29日～5月8日)	対象外
5月9日～5月31日	熊本県・佐賀県・大分県内居住者 (R4.4.20時点)

●地域限定クーポン券の有効期間について

⇒令和4年4月29日(金)までを**令和4年6月1日(水)までに延長**

※ゴールデンウィーク期間中も利用できます。

